

議案第9号

令和元年度みやき町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度みやき町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度みやき町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 57,282千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,932,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 2年 3月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		50,304	△7,985	42,319
	1 分担金	30,864	△4,515	26,349
	2 負担金	19,440	△3,470	15,970
2 使用料及び手数料		191,733	515	192,248
	1 使用料	191,732	515	192,247
3 国庫支出金		555,567	643	556,210
	1 国庫補助金	555,567	643	556,210
4 県支出金		10,133	△7,286	2,847
	1 県補助金	10,133	△7,286	2,847
5 財産収入		59	76	135
	1 財産運用収入	59	76	135
6 繰入金		481,818	△13,645	468,173
	1 一般会計繰入金	473,891	△13,645	460,246
8 諸収入		18,914	200	19,114
	2 雑入	18,914	200	19,114
9 町債		624,300	△29,800	594,500
	1 町債	624,300	△29,800	594,500
歳 入 合 計		1,989,880	△57,282	1,932,598

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,593	△567	77,026
	1 総務管理費	77,593	△567	77,026
2 事業費		1,525,003	△49,041	1,475,962
	1 公共下水道事業費	1,205,712	△9,780	1,195,932
	2 農業集落排水事業費	38,647	△1,558	37,089
	3 市町村設置型浄化槽事業費	259,037	△34,373	224,664
	4 個人設置型浄化槽事業費	21,607	△3,330	18,277
3 公債費		375,950	△1,476	374,474
	1 公債費	375,950	△1,476	374,474
4 諸支出金		6,334	△6,198	136
	2 基金費	6,334	△6,198	136
歳 出 合 計		1,989,880	△57,282	1,932,598

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	624,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	594,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	50,304	△7,985	42,319
2 使用料及び手数料	191,733	515	192,248
3 国庫支出金	555,567	643	556,210
4 県支出金	10,133	△7,286	2,847
5 財産収入	59	76	135
6 繰入金	481,818	△13,645	468,173
8 諸収入	18,914	200	19,114
9 町債	624,300	△29,800	594,500
歳入合計	1,989,880	△57,282	1,932,598

# 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	77,593	△567	77,026				△567
2 事業費	1,525,003	△49,041	1,475,962	2,217	△29,800	△13,914	△7,544
3 公債費	375,950	△1,476	374,474			4,944	△6,420
4 諸支出金	6,334	△6,198	136	△6,273		76	△1
歳 出 合 計	1,989,880	△57,282	1,932,598	△4,056	△29,800	△8,894	△14,532

## 2. 歳入

### 款 1 分担金及び負担金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 分担金及び負担金	50,304	△7,985	42,319			
	1 分担金	30,864	△4,515	26,349			
	1 分担金	30,864	△4,515	26,349	1 受益者分担金	△4,515	特定環境保全公共下水道受益者分担金 2,615 市町村設置型浄化槽受益者分担金 △7,130
	2 負担金	19,440	△3,470	15,970			
	1 負担金	19,440	△3,470	15,970	1 受益者負担金	△3,470	公共下水道受益者負担金 △3,470
	2 使用料及び手数料	191,733	515	192,248			
	1 使用料	191,732	515	192,247			
	1 使用料	191,732	515	192,247	1 下水道使用料	515	公共下水道使用料 4,250 特定環境保全公共下水道使用料 694 農業集落排水使用料 870 市町村設置型浄化槽使用料 △5,299
	3 国庫支出金	555,567	643	556,210			
	1 国庫補助金	555,567	643	556,210			
	1 国庫補助金	555,567	643	556,210	1 国庫補助金	643	公共下水道事業国庫補助金 △11,500 特定環境保全公共下水道国庫補助金 7,360



## 03-01-01 国庫補助金

## 款 3 国庫支出金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
款	項				区 分	金 額		
							農山漁村地域整備交付金 市町村設置型浄化槽事業国庫補助金 個人設置型浄化槽事業国庫補助金	△690 9,333 △3,860
4	県支出金	10,133	△7,286	2,847				
	1 県補助金	10,133	△7,286	2,847				
	1 県補助金	10,133	△7,286	2,847	1 県補助金	△7,286	市町村設置型浄化槽事業県費交付金 個人設置型浄化槽事業県費補助金	△6,273 △1,013
5	財産収入	59	76	135				
	1 財産運用収入	59	76	135				
	1 利子及び配当金	59	76	135	1 利子及び配当金	76	公共下水道減債基金預金利子 市町村設置型浄化槽整備減債基金預金利子	75 1
6	繰入金	481,818	△13,645	468,173				
	1 一般会計繰入金	473,891	△13,645	460,246				
	1 一般会計繰入金	473,891	△13,645	460,246	1 一般会計繰入金	△13,645	一般会計繰入金	△13,645
8	諸収入	18,914	200	19,114				

款 8 諸収入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	2 雑入	18,914	200	19,114			
	1 雑入	18,914	200	19,114	1 雑入	200	農業集落排水新規加入金 200
	9 町債	624,300	△29,800	594,500			
	1 町債	624,300	△29,800	594,500			
	1 下水道事業債	624,300	△29,800	594,500	1 下水道事業債	△29,800	農業集落排水事業債 △700 市町村設置型浄化槽事業債 △29,100

### 3. 歳 出

#### 款 1 総務費

(単位：千円)

科	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
						特 定 財 源			区 分	金 額		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				一 般 財 源
		1 総務費	77,593	△567	77,026				△567			
		1 総務管理費	77,593	△567	77,026				△567			
		1 一般管理費	77,593	△567	77,026				△567	7 賃 金	△189	臨時雇賃金 △189
										9 旅 費	△204	特別旅費 △204
										13委託料	△87	委託料 ・消費税申告委託料 △87
										19負担金補助 及び交付金	△87	負担金 ・下水道講習会等負担金 △87
		2 事業費	1,525,003	△49,041	1,475,962	2,217	△29,800	△13,914	△7,544			
		1 公共下水道事業費	1,205,712	△9,780	1,195,932	△4,140		△2,355	△3,285			
		2 維持管理費	72,537	△1,500	71,037			△1,500		13委託料	△1,500	委託料 ・下水道台帳データ入力業務 委託料 △438 ・自家発電機保守点検委託料 △256 ・処理場等運転管理業務委託 料 △698 ・徴収システム改修委託料 △108
		3 新設改良費	1,132,537	△8,280	1,124,257	△4,140		△855	△3,285	13委託料	△48,486	委託料 ・詳細設計委託料 △48,486

## 款 2 事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		2 農業集落排水事業費	38,647	△1,558	37,089	△690	△700	870	△1,038			
		2 維持管理費	25,912	0	25,912			870	△870			
		3 新設改良費	12,660	△1,558	11,102	△690	△700		△168	13 委託料	△628	委託料 ・詳細設計委託料 △628
										15 工事請負費	△930	工事請負費 ・機能強化更新工事 △930
		3 市町村設置型浄化槽事業費	259,037	△34,373	224,664	9,333	△29,100	△12,429	△2,177			
		1 維持管理費	104,767	△10,373	94,394			△5,299	△5,074	11 需用費	△3,800	修繕料 △3,800
										13 委託料	△6,573	委託料 ・維持管理委託料 △4,000 ・浄化槽清掃、汚泥運搬業務 委託料 △2,300 ・浄化槽保守点検委託料 △273
		2 新設改良費	153,945	△24,000	129,945	9,333	△29,100	△7,130	2,897	13 委託料	△500	委託料 △500

款 2 事業費

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
	項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他					
												・浄化槽設計委託料	△500
										17公有財産購入費	△23,500	その他財産購入費 ・浄化槽購入費	△23,500 △23,500
		4 個人設置型浄化槽事業費	21,607	△3,330	18,277	△2,286			△1,044				
		1 一般管理費	21,607	△3,330	18,277	△2,286			△1,044	19負担金補助及び交付金	△3,330	補助金 ・浄化槽設置整備事業補助金 ・定住促進対策浄化槽設置補助金	△3,330 △1,730 △1,600
		3 公債費	375,950	△1,476	374,474			4,944	△6,420				
		1 公債費	375,950	△1,476	374,474			4,944	△6,420				
		2 利子	94,961	△1,476	93,485			4,944	△6,420	23償還金利子及び割引料	△1,476	利子及び割引料 ・公共下水道長期償還金利子	△1,476 △1,476
		4 諸支出金	6,334	△6,198	136	△6,273		76	△1				
		2 基金費	6,334	△6,198	136	△6,273		76	△1				
		1 減債基金費	6,334	△6,198	136	△6,273		76	△1	25積立金	△6,198	基金積立金 ・公共下水道減債基金積立金 ・市町村設置型浄化槽減債基金積立金	△6,198 75 △6,273